

令和4年 11 月 1 日(火曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

「野々市市パートナーシップ宣誓制度」の開始について

令和4年 12 月 4 日(日)より、野々市市において「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない全てのカップルが、お互いを人生のパートナーとして誓ったことを公認することにより、夫婦であれば当然に享受できた行政サービスを、市の裁量において提供するものです。

本制度利用者が利用可能な行政サービス

事務・制度	概要
市営住宅への入居	・ 本人とパートナーの入居の申し込み ・ パートナーの同居の申請 等
公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院への入院や医療に関する同意	・ 本人に代わりパートナーが入院を申し込み ・ 手術等の際、パートナーが同意
野々市市職員の休暇制度等 ※市が事業所として職員を対象に実施している制度	・ パートナーの忌引等の特別休暇取得 等

お問い合わせ先

野々市市 地域政策部 市民協働課

担当：市民協働係 中田 電話：227-6040



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS